

# Financial Services Tax News

Financial Services Tax Group

January 2007

私たち税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、全世界149カ国に14万人のスタッフを擁する世界最大級の会計事務所プライスウォーターハウスクーパース(PwC)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約480人のスタッフから成る専門家集団であり、そのうち約100名が金融部に所属しています。

PwCのグローバルネットワークの価値を最大限に活用しつつ、日本を拠点として世界を舞台に事業展開される企業にValue for Moneyとしてご満足をいただけるサービスを提供することが私たちの理念です。

本Tax Newsでご紹介するのは、一般的な事例を前提としておりますので、個別案件への応用またはより専門的な案件の取引への取組に際しましては、是非私どもの金融部を皆様の良きパートナーとしてご利用下さい。

**税理士法人  
プライスウォーターハウスクーパース  
金融部**

〒100-6015  
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号  
霞が関ビル15階  
電話 : 03-5251-2400(代表)  
<http://www.pwc.com/jp/tax>

\*connectedthinking

© 2007 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース  
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または、プライスウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、ないしはそのメンバーファームをさしています。個々の組織は分離独立した法的組織となっています。

## OECDが「恒久的施設(PE)への所得の帰属に関するレポート」(第一部～第三部)の改訂版を公表

経済協力開発機構(OECD)は、2006年12月21日、「恒久的施設(PE)への所得の帰属に関するレポート」の最新版を公表しました。これは、第一部「一般的考察」、第二部「銀行業」、第三部「金融商品のグローバルトレーディング」の3部から構成されています。第四部「保険業」の改訂版は、早期に公表される予定です。

今回公表された最新版は、従前のすべての草案に取って代わるものです。また、改訂部分に関するパブリックコメントの募集はなく、本レポートの結論の実施に伴う作業は既に始まっています。

本Tax Newsでは、第一部～第三部の主要な変更点について概要をお伝えします。まず、背景として、PEへの所得の帰属に関して提案されている「OECD承認アプローチ」について、以下で要約します。(OECD承認アプローチの詳細につきましては、Tax News Special Issue 2005年7月号をご参照ください。)

## OECD承認アプローチ

OECD承認アプローチは、PEを別個のかつ分離した企業として仮定し、以下の2つのステップで適用されま  
す。

- (1) 以下を目的として、PEについて十分な事実認定と機能分析を実施する
  - 「重要な起業家的リスク負担」(key entrepreneurial risk-taking、以下「KERT」)機能を果たす(と  
共に、当該機能に伴うリスクも負担する)事業体に企業の金融資産の経済的所有権を帰属させ  
る
  - KERT機能ではなく「重要な人的機能」(significant people function、以下「SPF」)に基づき、非金  
融資産並びに関連リスクをPEと本店間で配分する
- (2) 第1ステップで特定した機能とリスクを有し、別個のかつ分離した企業として仮定したPEにOECDの  
「多国籍企業と税務当局のための移転価格算定に関する指針」(以下「OECD移転価格ガイドライ  
ン」)を適用することにより、当該PEの所得を決定する

第一部～第三部の具体的な変更点の詳細は、以下のとおりです。

### 第一部 「一般的考察」の変更点

第一部の改訂内容の大部分は従前の草案並びに第二部～第四部から理解できますが、以下の主要な変更  
点に留意する必要があります。

- (a) 有形資産と無形資産の異なる取扱い(第一部、パラグラフ 104～128)  
有形資産の経済的所有者は当該資産の「使用される場所」を基礎として決定されるべきであり、無形資  
産の経済的所有者は当該資産に係るSPFが遂行される場所を基礎として決定されるべきであるとして  
います。
- (b) ドキュメンテーションの必要性(第一部、パラグラフ 210～217、260～262)  
PEと本店間の取引についてどの程度入念に検討する必要があるかは納税者によって異なりますが、そ  
れに応じたドキュメンテーションの準備をお勧めします。今回改訂された第一部～第三部のそれぞれに  
おいて、(i)事実認定と機能分析で確認された活動の経済実態とドキュメンテーションの内容が一致して  
いること、(ii)非関連の比較対象企業であれば採用したであろう取決めと比べた場合、文書化された取  
決めとの間に差異がないこと、(iii)文書化された取引とOECD承認アプローチとの間に整合性があること  
を満たしていれば、ドキュメンテーションが税務当局に受け入れられるであろうと述べています。

なお、本レポートの目的上、「ドキュメンテーション」では、会計帳簿類等の社内文書と従来の移転価格関連  
文書の両方が対象となります。

その他の変更点については、第二部と第三部の関連部分で述べます。

### 第二部 「銀行業」の変更点

第二部は、今回の改訂で最も影響を受けていない部分で、以下のようにわずかしかが変更されていません。

- (a) KERT以外の機能(*第二部*、*パラグラフ* 13, 65, 69)  
KERT以外の機能の認識に力点が置かれています。したがって、KERT機能が遂行される場所によって資産とリスクの帰属場所が決まるものの、PEに帰属すべき所得には資産とリスクの帰属に直接関係のない機能も反映する必要があります(この点は、*第三部*でも繰り返されています)。
- (b) 資産・リスク移転(*第二部*、*パラグラフ* 78, 138 ~ 140, 184等)  
第二部のさまざまな見解から資産とリスクの移転先が明確になるとともに、事業を支えるために必要な資本が移転に伴って減少する可能性も指摘されています。
- (c) 本店経費・サポート費用(*第二部*、*パラグラフ* 188 ~ 190)  
新しいOECD承認アプローチが従来の方法と異なる重要な点として、(上記の)第2ステップで適用される独立企業原則において、従来は原価のままPEに配賦されていた本店経費にマークアップを乗せる必要性が述べられています。

### 第三部 「金融商品のグローバルトレーディング」の変更点

グローバルトレーディングに対する基本的なアプローチに変更はありませんが、*第三部*自体には以下の重要な変更が行われています。

- (a) グローバルトレーディングの定義(*第三部*、*パラグラフ* 8 ~ 10)  
オペレーションが列挙された機能のいずれかを複数の国にまたがって果たしている場合に、グローバルトレーディングと見なされるように、グローバルトレーディングの定義が明確にされています。
- (b) パラメーターの設定(*第三部*、*パラグラフ* 74 ~ 81)  
「パラメーターの設定」に関して新しい見解が提示され、そのような活動が一般的にKERTとして認められるという考え方は明確に否定されています。したがって、リスクパラメーターを随時設定することと日常的なリスク負担・管理活動を区別する必要があります。
- (c) ヘッジファンドモデルの比較可能性(*第三部*、*パラグラフ* 161 ~ 164)  
*第三部*の議論によると、ヘッジファンドモデルは、マーケットメーカーや他の顧客勘定取引に用いられる可能性は低いものの、自己勘定取引に用いられる可能性はあるように思われます。
- (d) 利益分割における資本の取扱い(*第三部*、*パラグラフ* 181)  
PEへの所得配分に利益分割方式を用いる場合、資本に対する報酬は当該資本を有する企業にのみ配分されるべきであることが特に強調されています。
- (e) 他のリスクやコストの帰属先(*第三部*、*パラグラフ* 102 ~ 104)  
オペレーショナルリスクに関する見解が拡充されており、大まかに言えば、オペレーショナルリスクの責任は基本的に誤りを犯した者にあることが示唆されています。したがって、オペレーショナルリスクに係るコストの帰属は、SPF方式を踏襲することになると思われます。
- (f) 従属代理人PE(*第三部*、*パラグラフ* 275 ~ 286)  
本レポートは、特定のグローバルトレーディング活動に関して従属代理人PEが存在するか否かについて論じていないことを強調しています。特に、OECDモデル租税条約第5条第5項に基づくPEの判定基準については、論じることも変更することもしていないと述べています。したがって、KERT機能は、PEの有無の判定ではなく、PEに帰属すべき適切な所得又は損失の決定においてのみ用いられることとなります。

## 結論の実施

前述のとおり、第一部～第三部の結論の実施に伴う作業は既に始まっています。現在、以下の2つの作業が平行して進められています。

- (1) OECDモデル租税条約第7条に関する既存のコメンタリーについて、既存の第7条と矛盾しないガイダンスを補足すること
- (2) 第一部～第三部の結論を十分に反映させて第7条の規定の正しい解釈に関して不明確な部分がなくなるように、第7条について新しい条文とコメンタリーを作成すること

上記の作業に基づく草案は、2007年中に公表され、パブリックコメントが募集される予定です。

## 日本の視点から見た検討課題

- 有形資産の経済的所有権と無形資産の経済的所有権を区別することは、妥当か(前者は「使用」ベースで、後者はSPFベース)
- 無形資産の経済的所有権を決定するための基準は、移転価格事務運営要領の今年の改正内容とどのように関連付けられるか
- 本社経費にマークアップを乗せてPEに配賦する必要性は、日本で支持されるか
- ヘッジファンドモデルは、日本でどの程度適用可能か
- 資本を提供する企業の日本における報酬は、どのようにすべきか

最後に、本店とPE間の取引の実態並びに取引の結果PEに帰属すべき所得を裏付けるためのドキュメンテーションについて、その重要性が第一部～第三部で繰り返し論じられていることは、注目に値します。これは、私どものサービスで移転価格について申し上げていることと全く同じです。移転価格による更正処分等への対応の有無にかかわらず、適切なドキュメンテーションは、移転価格の方針策定の原点です。また、移転価格調査における防御の最前線であり、事前確認(APA)の準備における第一段階でもあります。今回の改訂により、PEへの帰属所得の分析においてドキュメンテーションが不可欠なものになったと言えるでしょう。

本件に関する詳しい情報につきましては、Ryann Thomas (03-5251-2356, ryann.thomas@jp.pwc.com)または下記担当者にご連絡くださいますようお願い申し上げます。

第一部～第三部の変更点の詳細につきましては、PwC-UKのFinancial Services Tax Bulletin 2007年1月号をご参照ください。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡下さい。

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
	シニア・マネージャー	高木宏	03-5251-2788
高野公人		03-5251-2698	kimihito.takano@jp.pwc.com
マーク・リム		03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
マネージャー	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
	梶原みゆき	03-5251-2520	miyuki.kajiwara@jp.pwc.com
	斎木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
	トム・ビッドウェル	03-5251-6604	tom.bidwell@jp.pwc.com
	箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
	佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
	今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
	松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
	左右浩正	03-5251-2481	hiromasa.sayu@jp.pwc.com
	ギーターラム	03-5251-2846	geeta.r.ram@jp.pwc.com